

**災害時における被災住宅の応急修理に関する協定
締 結 式 次 第**

日 時 : 令和8年3月11日(水)
13:30~13:45

場 所 : 県庁3階 プレゼンテーションルーム

1 出席者紹介

2 災害時協定 概要説明

(説明者) 司会進行者

3 関係者挨拶

はっとり ひろし
服部 浩

三重県副知事

しもばやし さとし
下林 敏志

三重県屋根工事業組合連合会 会長

4 協定書交換

5 記念撮影

6 終了

<配付資料>

- ・協定の概要
- ・連合会の概要

「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定」の概要

1 目的

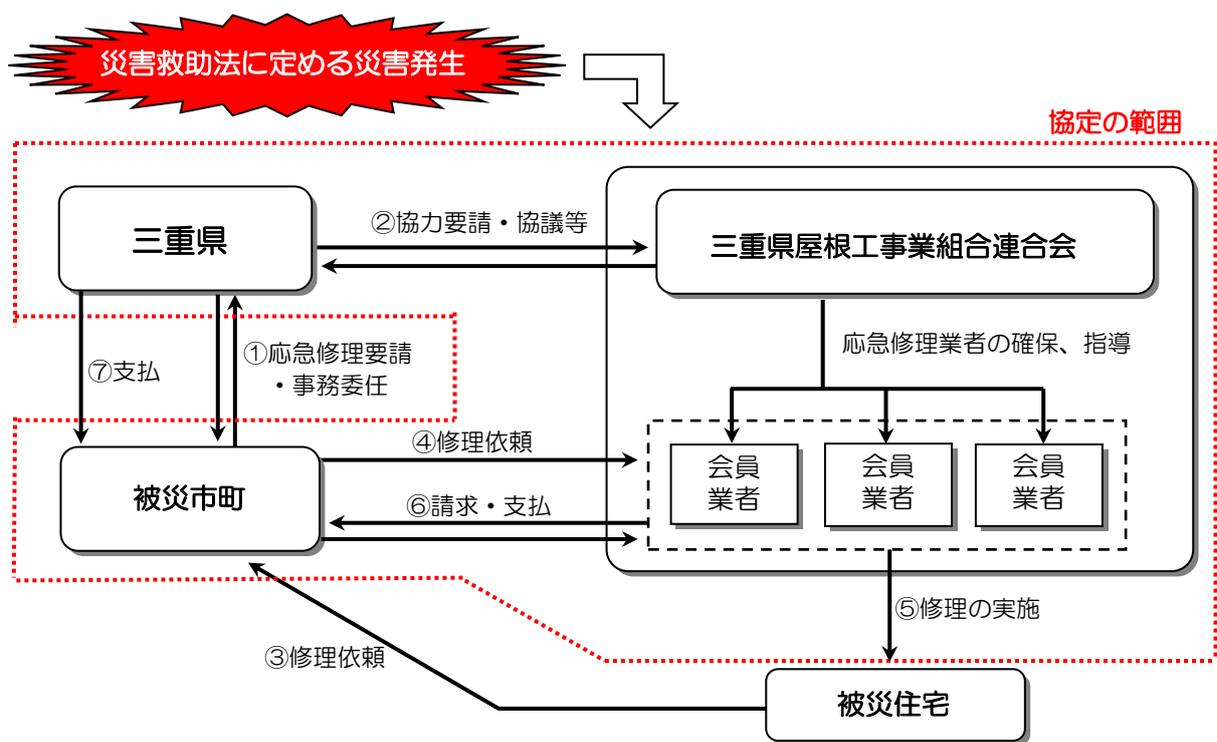
災害時における被災住宅の応急修理^(※参考)に関して、三重県が三重県屋根工事業組合連合会（以下「連合会」という）に協力を求めるにあたって必要な事項を定め、災害時の円滑な対応に備えることを目的とする。

2 協定の内容

災害時に、連合会は、県からの要請に基づき、以下の協力をを行う。

- (1) 会員である応急修理業者の確保やその情報提供、その他可能な限り県に協力する。
- (2) 応急修理業者は、県または県から事務委任を受けた市町の依頼に基づき、被災住宅の応急修理を行う。

3 被災住宅の応急修理と協定の全体像



(※参考) 被災住宅の応急修理とは

災害救助法第2条第1項に規定する「救助」の一つ。災害による住家の被害によって、そのままでは居住できず、応急的に修理すれば住み続けることが可能となる場合に、自治体が必要最小限度の修理（部分修理）または住家被害の拡大防止のための修理（緊急修理）を行う制度。

■ 三重県屋根工事業組合連合会の概要

会員数 70事業所

役員
会長 下林瓦店 下林 敏志
副会長 有限会社山勝建材 服部 浩明
副会長 有限会社前川瓦店 澁谷 良高

活動エリア 東紀州地域を除く三重県内全域

所属団体 一般社団法人 全日本瓦工事業連盟

災害対応への取組

- ・災害時における屋根修理等のマニュアルを策定。
- ・所属する連盟の中部ブロック（三重県、愛知県、岐阜県、静岡県、長野県）において、被災住宅の応急修理等で必要となる物資や人員に関する県外と相互支援体制を構築